

1 これまで合意された事項

第3回分科会で合意されたとおり、「人件費・物件費の削減方策」の検討は**市業務の再構築を考え方**の根幹に据える。市民協働の精神に則り、行政が最低限行うべき業務を見極めた上で、市民・企業・団体等多様な担い手が主体的参画することを前提に、**大幅な市職員数(人件費)の削減と組織が最小限となるよう市業務の検討**を行う。

①現在の業務を抱えたままで市職員数を削減することは、一人当たりの業務量を増やすだけでサービスの質を著しく落とすばかりでなく構造改革に繋がらない。

②市職員数の削減を前提にした組織改革、業務改革、多様な担い手との協働が「**経常的経費の刷新**」、「**財政健全化**」の本質。

2 市業務区分と評価

■検討フロー

◆補助金検討と同じく、分科会の論理の展開は、先ず「**仮説**」を定めその仮説の「**証明作業**」を実施

【検討に必要な情報は、行革審が条件設定をし、その条件設定に基づいた資料作成を市に要請】→【**課題の発見・委員相互の共通認識**】→【**明確な評価基準を設定し検討**】

(1)行政が最低限行うべき業務等の確認

現在、市が実施している業務について、地方公共団体の基本的な業務とそれ以外を区分し、それに関する事業費、人件費、非常勤職員賃金を含めた総コストを確認。

(例)①基本的な業務、②政策的な業務の区分、③総コスト＝H24予算事業費＋人件費＋非常勤職員賃金

(2)削減(検討)候補となる業務の抜粋

上記(1)で整理された区分表に基づき、各委員が指摘した選定の視点を踏まえつつ、次の条件に当てはまる以外のものから削減(検討)手段の候補として抜粋。

- ①**法定受託事務(選挙、生活保護事務など。ただし、公共サービス改革法で民間開放される業務を除く)**
- ②**個人情報の保護・管理、税金徴収・許認可・規制等の公権力行使など強い規範性を必要とするもの。**
- ③**行政以外に担い手がないもの。(原理原則が働かない、採算性・人材・能力などの理由)**
- ④**政策の企画立案・調整、財政、法務、市民の生命・財産の確保など行政特有の分野。**
- ⑤**政策誘導で一定以上の税金投入による低価格化と一定のサービス水準を確保せねばならないもの。**

(3)見直しの方向性の分類

上記(2)で抜粋された削減(検討)候補について、各委員が指摘した選定の視点を踏まえつつ、次の3つに区分を行う。考え方の根底には、パブリック・マーケットにおける「競争によるサービス水準向上と価格の適正化など市場原理」導入の是非、「行政(官)以外の主体による臨機応変な活動」導入の是非を据えて検討を行う。

- A:「**協働**」・・・市の直接執行でなくても、政策目的が達成できると考えられるもの。
- B:「**廃止**」・・・時代の変化に伴い、政策目的の達成に貢献度が低い、或いは長年継続しているが実施効果が低いと考えられるもの。
- C:「**再構築**」・・・政策目的の達成に最適な事業構成・展開となるよう、また、非効率を是正するよう抜本的な見直しが必要と考えられるもの。

(4)協働の形態

上記(2)の「A:協働」には、多様な形態があると考えられることから、想定される形態別に細区分を行う。

- ケース① 直営→民間委託(民間会社等への全部委託型)
- ケース② 直営→民間委託(民間会社等への部分委託型)
- ケース③ 直営→民間委託(新たなNPO等との協働型)
- ケース④ 直営→専門的非常勤職員の登用
- ケース⑤ 直営→指定管理者(現行型)
- ケース⑥ 直営→指定管理者(新たなNPO等との協働型)
- ケース⑦ 直営・指定管理者(現行型)→完全民営化(売却、貸付等)
- ケース⑧ 指定管理者(現行型)→指定管理者(新たなNPO等との協働型)

◆今後の進め方

- 1)効果額を算定し、仮設定した人件費・物件費の削減目標額(仮説)に、評価(証明作業)結果が帰結するか精査する。
- 2)評価結果の全体を通して、評価の視点が一貫しているかを確認する。
- 3)最終的には、補助金の検討結果とあわせて議論し、最終案をまとめる。

(5)指定管理者制度導入施設の取り扱い

市業務には、物件費として公共施設管理が含まれるが、このうち特に指定管理者制度導入39施設については、民間ビジネス視点(損益、生産性、経営マネジメントなど)や民間に委ねる場合の方策改革からの評価が必要と考えられることから、上記とは別に検討することとする。

行革審分科会A「公共施設(指定管理施設)に関する検討」にあたって

1) 検討のフロー …分科会の論理の展開は、先ず「仮説」を定めその仮説の「証明作業」を実施

*【市に独自評価資料を提出要請】→【課題の発見・委員相互の共通認識】→【明確な評価基準を設定し検討】

(1)市独自評価の確認と各委員が問題視する事項の共通認識を行う

⇒市が自ら実施した「公共施設評価」に関する資料の提供を受け内容を確認。その上で各委員がそれぞれ課題の整理を行い、分科会全体で発表・意見交換。

(2)評価の実施と削減見込み額の試算

⇒市の「公共施設管理費見直し方針」を尊重しつつ、明確な判断基準として「評価視点」を設け検討を行う。その際、公共施設の現状について、A:定量的、B:定性的、C:管理形態の側面から評価を行い、総合的に検討結論を導き、その結論区分に従い削減見込み額を試算。

2) 評価の視点

*【先に決定をみた10項目の視点、市の見直し方針をベースにしつつ、13項目の視点で議論深化】

⇒民間ビジネス視点(損益、生産性、経営マネジメントなど)や民間に委ねる場合の手段改革からの評価を実施。

A: 定量評価

- ①直近3か年の収支率の推移
- ②直近3か年の収支差額の推移
- ③直近3か年の利用者数の推移

B: 定性評価

- ①利用者の分布
- ②利用者の満足度
- ③近接に類似施設・機能の存在
- ④管理コストのバランス・適正性
- ⑤行政関与の必要性(行政以外の担い手の存在有無)
- ⑥施設の存在意義(政策目的の観点)

C: 当該施設に適した管理運営形態

- ①職員関与の縮小、転籍の可能性
- ②経費削減の可能性
- ③施設状況の維持の必要性
- ④サービス向上の可能性
- ⑤市民参加・やりがい創出の可能性

※参考「市公共施設管理費見直し方針」
における検討の視点

- ①政策目的の達成度と今後の必要性
- ②利用者満足度の状況
- ③利用料収入と運営コストのバランス
- ④収支差額の状況と市民の理解
- ⑤将来の設備投資の見込み
- ⑥近接に類似施設・機能の存在
- ⑦利用料金とサービス水準
- ⑧管理形態の適切性、民間への移行可否
- ⑨経営改善のための抜本策の有無

3) 見直しの方向性の分類

13つの視点で検討

⇒現状の指定管理者制度に捉われず、9つの検討結論の区分に分類

上記2)の13項目の視点での評価結果から、施設の特性を勘案しつつ総合的に議論し、検討結論を次の8つに区分する。考え方の根底には、「官」に「民」の経営スタイル・思想の積極的導入、損益黒字化への転換、多様な担い手との協働を据え、現状の指定管理者制度に捉われない柔軟な発想で見直しの方向性を示す。

A:「現状の指定管理者制度のまま継続」…不断の見直しを行いつつ継続

B:「見直し継続」

- (1)直営に戻して見直し継続
- (2)管理コストを見直して継続
- (3)現状の指定管理者制度以外の手法を導入して継続
 - ①完全民営化(売却・移譲)
 - ②公設民営化(独立採算型、貸付等)
 - ③新たな協働型指定管理制度
 - ④その他
- (4)統合

C:「廃止」…政策目的は果たした、今後の必要性無し、収支改善の見込み無し等